

## 保税蔵置場許可の承継の承認について

関税法第48条の2第6項の規定により、下記のとおり公告する。

令和8年4月20日

大阪税関長 日 置 重 人

### 記

- 1 承継を受けた者の名称及び住所  
クトク工業株式会社  
大阪府岸和田市木材町9番地の15
- 2 承継に係る保税蔵置場の名称及び所在地  
クトク運輸倉庫株式会社 岸和田倉庫  
大阪府岸和田市木材町9番地の4、9番地の15
- 3 承継前に許可を受けていた者の名称及び住所  
クトク運輸倉庫株式会社  
大阪府岸和田市木材町9番地の15
- 4 承継後の保税蔵置場の名称及び所在地  
クトク工業株式会社 岸和田倉庫  
大阪府岸和田市木材町9番地の4、9番地の15
- 5 承継された許可期間  
自 令和 8年 4月21日  
至 令和12年 7月31日